

特定建設工事共同企業体協定書

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 この共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とし、他の事業は一切営まない。

(1) 摂津市発注に係る太中浄水場電気計装設備更新工事及び太中浄水場監視装置等保守点検業務委託（以下「当該業務」という。）の請負。

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 この共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 この共同企業体は、事務所を_____内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 この共同企業体は、平成 年 月 日に成立し、当該業務の履行が完了し、発注者の承認を得た日に解散するものとする。

(構成員)

第5条 この共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。（支店の場合は支店名）

1 商号又は名称

所在地

2 商号又は名称

所在地

(代表者)

第6条 この共同企業体の代表者は_____とする。

(代表者の権限)

第7条 この共同企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、次の権限を有するものとする。

(1) 共同企業体を代表して、発注者及び工事監督者等と折衝する権限

(2) 代表者の名義を持って見積、入札、契約の締結（その変更契約を含む。）及び請負代金（前払金及び部分払い金を含む。）の請求及び受領に関する権限

(3) 入札及び代金の受領に関する代理人の選任に関する権限

(4) この共同企業体に属する財産を管理する権限

(5) その他当該業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限

(業務分担額)

第8条 各構成員の当該業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する当該業務の分担額については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 この共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当該業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、それぞれの分担業務の進捗を図り、受託した業務の履行に関し発注者に対して連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 この共同企業体の取引金融機関は_____とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費、利益金の分配)

第12条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の配当を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 当該業務の実施中に発生した共通の経費等については、当該業務の分担額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる場合においても第10条に規定する構成員の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、これを第三者に譲渡することはできない。

(構成員の脱退の制限)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員の承認がなければ、この共同企業体を脱退することができない。

2 構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、残存構成員が当該業務を完了する。

(構成員の破産又は解散した場合の措置)

第 17 条 構成員のいずれかが業務受託の途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が当該構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(共同企業体解散後のかし担保責任)

第 18 条 構成員は、当該業務につきかし担保責任が生じたときは、この共同企業体が解散した後においても、引き続き共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記の通り特定建設工事共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、それぞれ構成員が記名押印し、各自保有するものとする。なお、残1通は発注者に提出するものとする。

平成 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者名

(印)

所 在 地

商号又は名称

代表者名

(印)